

横浜市私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付要綱

制 定 令和4年11月15日こ保運第1253号（局長決裁）

最近改正 令和5年10月1日こ保運第1029号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第30条の11第1項第2号に規定する特定子ども・子育て支援施設のうち私学助成幼稚園に対し補助金を交付することにより、コロナ禍において食材費等の高騰の影響を受けた私学助成幼稚園の負担軽減に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、横浜市における私学助成幼稚園に係る施設等利用費取扱要綱の例による。

（補助の対象となる者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、横浜市在住の施設等利用給付認定子ども（以下「対象児童」という。）が在園している私学助成幼稚園の設置者又は設置者から委任を受けた者（以下「設置者等」という。）とする。

（補助対象期間）

第4条 この要綱における補助対象期間は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までのうち、前条に定める私学助成幼稚園が給食を提供している期間とする。

2 第1項に定める「給食を提供」とは、週1回以上、給食（自園調理、委託、外部搬入などの形態は問わない。）を提供している場合をいう。年度の途中から給食提供を開始した設置者等については、給食提供開始日の属する月以降を補助対象期間とする。また、年度の途中で給食提供を廃止した設置者等については、廃止した日の属する月以前を補助対象期間とする。

（補助単価）

第5条 補助単価は、週当たりの給食提供回数に応じ、別表に定めるとおりとする。

（補助額）

第6条 補助金の額は、前条の補助単価に対象児童数と補助対象期間の月数を乗じて算出する。対象児童数は、令和5年10月1日に在籍した対象児童の数とする。

(補助金の交付手続等)

第7条 補助金の交付手続は、次の各号によるものとする。

- (1) 設置者等は市長に対し、『私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書』(第1号様式)に『私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金対象児童名簿』(第1号様式の2)及び必要な書類を添えて申請及び実績報告するものとする。
- (2) 市長は、設置者等からの申請について、要綱に基づき審査をし、速やかに交付決定及び補助金額の確定の手続きをするものとする。ただし、申請書類の審査において、要綱に規定する要件を欠くときは、交付決定をしない。
- (3) 交付決定及び補助金額の確定は、『私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付決定通知兼額確定通知書』(第2号様式)により、設置者等に通知をする。
- (4) 市長は、不交付の決定をしたときは、『私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金不交付決定通知書』(第3号様式)により、設置者等に通知をする。
- (5) 交付決定及び補助金額の確定を受けた設置者等は、市長に対し、『私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金請求書』(第4号様式)により市長に請求するものとする。市長はこれを確認し、支払うものとする。

(補助金交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合の他、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助金の交付申請又は請求に関し、虚偽又は不正な手続きが認められたとき。
- (2) 補助金規則第7条各号に定める交付条件に反したとき。

3 第1項及び第2項の定めにより、補助金の交付の決定を取消し又は決定内容を変更した結果、既に支払い済みの交付額に関して取消し又は変更が生じた場合には、直ちに補助金の返還を求めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 設置者等は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、『消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書』(第6号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、設置者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(委任)

第 10 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 11 月 15 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和 5 年度分の補助金請求に係るものから適用する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日以前の補助金請求に係る事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行する。ただし、補助対象期間が令和 5 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの補助金請求に係る事務については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの補助金について報告するものとする。

別表 (第 5 条)

給食提供回数	週 1・2 回	週 3・4 回	週 5 回以上
補助単価	280 円	550 円	690 円

(対象児童 1 人当たり月額)

横浜市長

（申請者）

法人所在地 _____

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

園名 _____

私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付申請書兼実績報告書

（令和5年10月分～令和6年3月分）

横浜市私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付要綱を遵守します。

¥

1 補助対象月数

_____ か月 (A)

2 対象児童数

_____ 人 (B)

3 補助額

【給食提供状況】

補助単価		補助対象月数		対象児童数		
[]	×	[]	×	[]	=	_____
		(A)		(B)		

4 添付資料

- ・私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金対象児童名簿（第1号様式の2）
- ・給食提供確認資料

私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金対象児童名簿

幼稚園番号		幼稚園名	
-------	--	------	--

番号	施設等利用給付認定 子どもカナ氏名	生年月日	年齢	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

第 号
年 月 日

様

横浜市長

私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付決定通知兼額確定通知書

年 月 日に申請のありました補助金について、次のとおり交付決定及び額確定をしましたので通知します。

¥

園名

交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

様

横浜市長

私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました補助金の交付について、不交付と決定しましたので通知します。

園名	
決定の理由	<ul style="list-style-type: none">・横浜市私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金交付要綱第 条に規定する要件を欠いているため。・その他（ ）

私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金請求書

横浜市長

法人所在地 _____
 法人名 _____
 代表者職氏名 _____ 印
 園 名 _____

年 月 日 第 号で交付決定のありました、横浜市私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____

2 振込先口座

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (カ ナ)	

本件振込みについては上記名義人宛振込願います。

法 人 名 _____
 代 表 者 職 氏 名 _____ 印

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横浜市 長

法人所在地

法人名

代表者職氏名

園名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

先に支払いを受けた、年度横浜市私学助成幼稚園の食材費高騰対策補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

- 1 年度私学助成幼稚園に係る食材費高騰対策補助金

円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

- 3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）